

一時預かり事業利用登録・申請の流れ

子育て支援センターに「利用登録申込書」を提出してください。

①
一時預かり登録
申し込み

「一時預かり事業登録申請書」は子育て支援センターにあります。HPからも印刷できます。

お子さんの様子をおうかがいするための親子面談日をお知らせします。

②
面談

面談後、「一時預かり事業利用登録通知書」を送付します。登録内容に変更がなければ、今後は面談はいいません。

③
登録完了

支援センターに直接電話し、利用日の予約（3日前までに）をしてください。

④
利用希望日の
予約

利用登録の有効期限は、申請した日の属する年度の3月31日までとなります。1年ごとの申請となります。

利用日に「一時預かり事業利用申込書」とお子さんに必要な準備物と利用料を持ってきてください。

⑤
利用開始

帰る前に利用料金を支払い、領収書をお受け取りください。

⑥
一時預かり終了

子育て支援センター【ミライトひえづ】

〒689-3553 西伯郡日吉津村日吉津 967 番地 2 TEL 0859-27-3654

